

岩手県育成林業経営体の登録・公表実施要領

制定 令和元年7月16日 森整第185号

(目的)

第1 この要領は、森林所有者等の事業発注者が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実施者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

(林業経営体の定義)

第2 本要領の登録の対象となる林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自ら、もしくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(林業経営体の登録)

第3 県内に主たる事務所を持つ林業経営体で、別に定める登録基準に適合する場合には、岩手県育成林業経営体名簿（以下「林業経営体名簿」という。）の登録を受けることができるものとする。

2 岩手県意欲と能力のある林業経営体の登録・公表実施要領第7により登録された林業経営体は本実施要領に基づく登録を受けたものとみなす。

(登録の申請)

第4 第3の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次の各号に掲げる項目を記載した様式第1号により知事に申請するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 組織に関する情報（職員数等）
- (3) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (4) 技術者・技能者数に関する情報
- (5) 資本装備に関する情報（林業機械の保有状況）
- (6) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- (7) 事業区域に関する情報
- (8) 施業集約化の取組に関する情報
- (9) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (10) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- (11) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (12) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- (13) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (14) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
- (15) コンプライアンスの確保に関する情報
- (16) 地域への貢献や表彰実績、経営の健全性に関する事項
- (17) その他知事が定める情報

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成6年法律第45号）第5条の認定を受けた事業主（以下「労確法に基づく認定事業主」という。）である場合、第1号から第6号までに掲げる書類

の提出を省略することができるものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 納税証明書
- (3) 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- (5) 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し
- (6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡し
が完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
- (8) 行動規範を作成している場合には、その写し
- (9) 別に定める登録基準に適合していることが確認できる根拠書類
- (10) その他知事が定める書類

3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めることができる。

(登録の実施)

第5 知事は、第4による申請があった場合において、当該申請の内容が登録基準に適合すると認められるときは、次に掲げる事項を様式第2号の林業経営体名簿に登録するとともに、様式第3号により登録申請者に通知するものとする。

- (1) 第4第1項第1号から第17号までに掲げる事項
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 登録情報の変更年月日

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を市町村長に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第6 第5第1項の登録有効期間は5年間とする。ただし、林業経営体名簿に登録された林業経営体（以下「登録経営体」という。）が、労働法に基づく認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。

2 登録経営体は、更新を受けることができるものとする。更新は第3から第5の手続きによる。

(基本情報の変更)

第7 登録経営体は、第4第1項第1号に掲げる事項に変更があったときは、様式第4号に第4第2項第1号で規定する書類を添付し、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合には、第5の規定を準用し、変更事項を林業経営体名簿に登録するものとする。

(登録内容の変更)

第8 登録経営体は、第4第1項第2号から第17号までに掲げる事項に変更があったときは、様式第1号に変更理由書及び第4第2項で規定する書類のうち変更事項に関わる書類を添付し、知事に申請を行うことができる。

2 前項の規定による登録については、第5の規定を準用する。

(登録者情報の公表)

第9 知事は、登録経営体に関する情報を、岩手県ホームページ上で公表するものとする。

(実施状況報告)

第10 登録経営体は、林業経営体名簿に登録された目標に基づく毎事業年度の実施状況について、

様式第5号により、事業実施の翌年から目標年までの間、毎年事業の終了後、3カ月を超えない日までに知事に報告するものとする。ただし、労確法に基づく認定事業主にあつては、「改善措置実施状況報告書」をもって当該報告に代えることができる。

(登録の取消)

第 11 知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録経営体が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合
- (2) 登録経営体から様式第6号により登録取消の申出があつた場合
- (3) 登録又は変更の申請の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- (5) その他知事が必要と認める場合

2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第7号により登録経営体に通知するものとする。ただし、前項(1)の個人の場合にあつてその死亡が確認された場合を除く。

(移行措置)

第 12 「林業経営体の育成について」(平成30年2月6日29林政経第316号林野庁長官通知)に基づき「意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体として平成30年4月27日に岩手県ホームページ上で登録・公表されている者については、令和元年度末までを期限として岩手県育成林業経営体とみなすことができるものとする。

附 則

この要領は、令和元年7月16日から施行する。